

銃砲刀剣類取締法についてのお知らせ

① 刃渡り5、5cm以上の剣の所持禁止 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正(平成21年1月5日施行)

され、今後下の写真のような刃渡り5.5cm 以上の両側に

刃の付いた刃物の所持が禁止されます。現在、このような刃物を所持している人は、

平成21年7月4日までに

警察署に廃棄委託する等、適切に処分しなければ違反となります。

(同日までに処分等すれば、罪は問われません。)



現在、所持している人は、

最寄りの警察署へ連絡してください。

② 準空気銃所持禁止 (平成18年8月21日施行済み) 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

準空気銃とは…

圧縮した気体を使用してBB弾などを発射できる銃で、人を傷つける威力のあるもの



昨年、磐田警察署管内においても準空気銃所持にかかる違反がありました。

このようなエアガンは

既に所持が禁止されています。

連絡先 磐田警察署 生活安全課 Tel.0538-37-0110